宍粟市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月11日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第20号

宍粟市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

宍粟市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成17年宍粟市規則第132号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>（入居者の基準収入及び基準）
第２条　条例第６条第１号の基準は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成５年建設省令第16号）第１条第４号に規定する額で、158,000円以上259,000円以下及び259,000円を超え487,000円以下とする。
（入居者負担額）
第11条　条例第18条に規定する入居者負担額は、別表のとおりとし、３年に１回５パーセント程度上昇する。

別表（第11条関係）
<table><tr><th colspan="3">入居者負担額</th></tr><tr><th rowspan="2">住宅名</th><th colspan="2">所得基準</th></tr><tr><th>158,000円以上259,000円以下</th><th>259,000円超487,000円以下</th></tr><tr><td>福知団地</td><td>67,000円</td><td>70,000円</td></tr></table></td><td>（入居者の基準収入及び基準）
第２条　条例第６条第１号の基準は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成５年建設省令第16号）第１条第４号に規定する額で、158,000円以上487,000円以下とする。
（入居者負担額）
第11条　条例第18条に規定する入居者負担額は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第２条第１号及び第２号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成５年建設省告示第1602号）により算定した入居者負担の基準額とする。
［削除］</td></tr>
</table>

改　　正　　前	改　　正　　後
備考　この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。